

# PARKING

No.244  
2023.10

各地駐車協会総会報告  
情報発信「アンテナ」(第17回)  
「駐車場施策の最近の動向について」  
「まちなか駐車場適正化計画について」  
「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する  
条例の改正について」

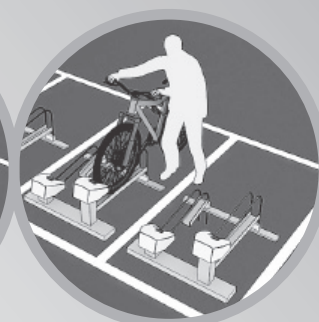
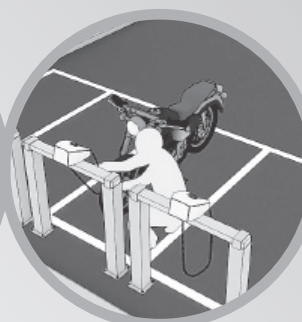
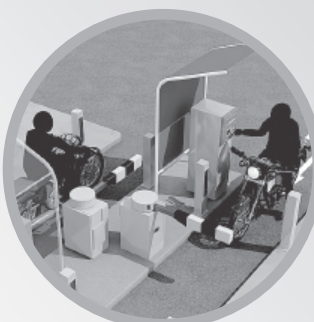
JAPAN  
PARKING  
ASSOCIATION  
一般社団法人  
全日本駐車協会

# 先進技術がつくる、 安心・安全のパーキングシステム

ロック板  
システム



車番認識  
システム



駐輪・駐バイク  
システム



車路管制  
システム

\* 駐車場の運営管理についても私たちに相談ください。

創造と信頼で未来をひらく  
**三菱フレッション株式会社**

本社・営業本部

〒108-0075 東京都港区港南1-6-41  
芝浦クリスタル品川8階

<https://www.mpcnet.co.jp>

お問合せ先

駐車場システム営業部 ☎03-6712-1732

中部支社 052-961-3557

中国営業所 082-546-2176

関西支社 06-6484-7206

四国営業所 087-811-0387

北海道営業所 011-213-7826

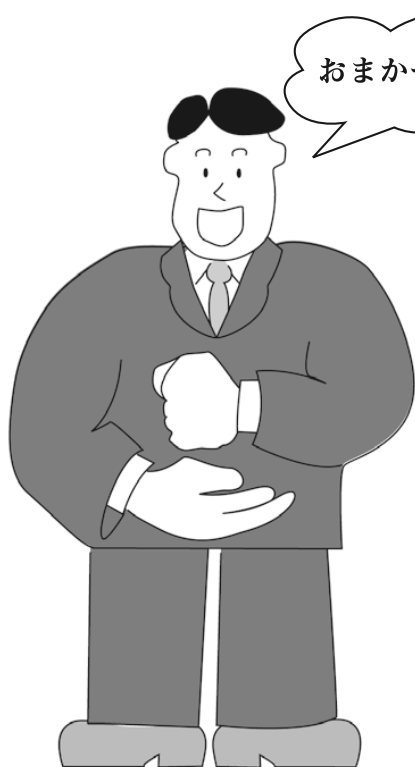
九州営業所 092-273-0880

静岡営業所 054-204-4505

機 械 式

# 駐車場・駐輪場の メンテナンス

・ 定期点検      ・ 緊急出動      ・ 故障修理



おまかせ下さい!

- 日本全国OK !!
- 24時間365日OK !!
- 大小問わずOK !!
- 合理的な料金でOK !!

遠隔監視システム  
での無人管理OK

# JAFS

JAPAN AUTO-PARK FIRST-AID SERVICE

一般社団法人 日本駐車場メンテナンス協会正会員

## 日本駐車場救急サービス株式会社

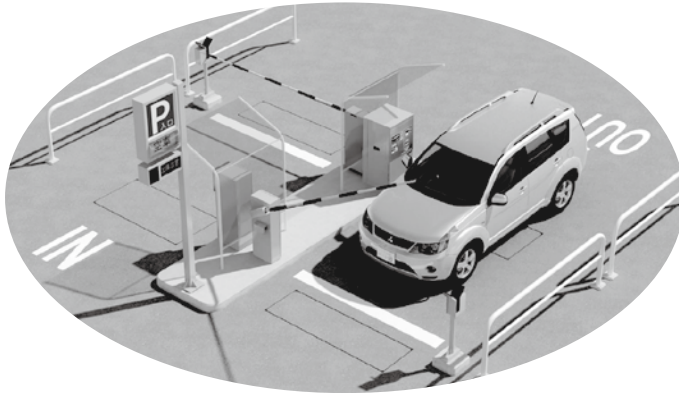
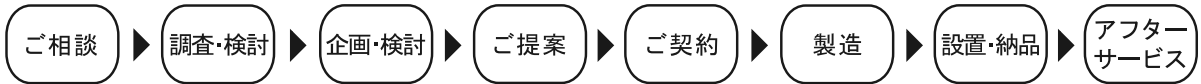
東京本社：〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-6-1

TEL 03-3663-1755 (代) FAX 03-3663-1750

支 店：大阪、名古屋、福岡、金沢、大宮

URL <http://www.jafs99.co.jp/>

# パーキングシステムソリューションをご提案、富士ダイナミクス



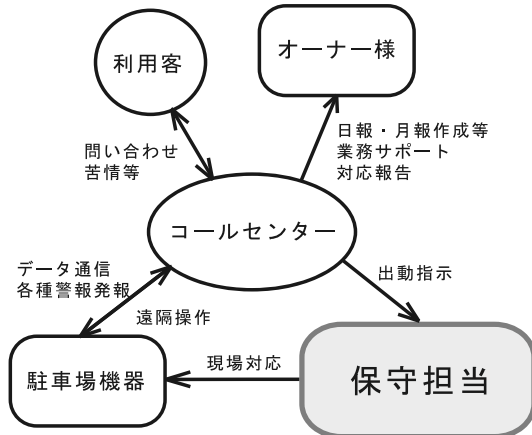
24Hr. 365日対応

駐車場メンテナンスサービス

コールセンターシステム フェイス-

## FACE

*Fuji-Dynamics Advanced Callcenter in Every way*



三菱プレジジョン (株) 代理店

株式会社 富士ダイナミクス

技術/信用/実績でお応えします。

# FDC

ホームページ <http://www.fuji-dynamics.co.jp/>

- |              |  |             |   |          |  |
|--------------|--|-------------|---|----------|--|
| ●本社          | 東京都目黒区青葉台1-28-9<br>TEL 03 (3793) 5411                  | ●営業本部       | 東京都目黒区東山1-4-4<br>目黒東山ビル4階<br>TEL 03 (3793) 7411                             | ●仙台営業所   | 仙台市太白区富沢1-11-21<br>TEL 022 (244) 5461                      |
| ●名古屋営業所      | 名古屋市瑞穂区大喜新町1-2-6<br>ロイヤル牛巻第1 2階<br>TEL 052 (883) 0700  | ●大阪営業所      | 大阪市東淀川区東中島2-9-15<br>TEL 06 (6325) 2761                                      | ●福岡営業所   | 福岡市博多区中呉服町3-10<br>勝冶呉服町ビル<br>TEL 092 (282) 3491            |
| ●丸の内サービスセンター | 東京都千代田区有楽町1-10-1<br>有楽町ビル 4階 421<br>TEL 03 (3287) 0594 | ●横浜サービスセンター | 横浜市西区みなとみらい2-2-1<br>横浜ランドマークタワー29階<br>TEL 045 (224) 2256                    | ●湘南事業所   | 鎌倉市山崎662-2<br>TEL 0467 (45) 6867                           |
| ●湘南サービスセンター  | 鎌倉市山崎 662-2<br>TEL 0467 (45) 6867                      | ●羽田サービスセンター | 東京都大田区羽田空港 3-3-2<br>東京国際空港旅客ターミナルビル<br>三菱プレジジョン株式会社 内<br>TEL 03 (5756) 7245 | ●さいたま出張所 | 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-9-1<br>浦和パーキングセンター内4F<br>TEL 048 (764) 9290 |
| ●相模原出張所      | 相模原市中央区矢部1-3-14<br>大河原ビル201号室<br>TEL 042 (730) 6611    |             |   |          |  |

人とクルマのためのエコ・パーキングシステム

# 日本信号の 駐車場・駐輪場

「オーナーサポート」「利用者満足度」「環境負荷低減」  
安全と信頼のテクノロジーで人・都市・環境を考慮し、  
これからのパーキングシステムを考える日本信号。



日本信号エコ・パーキングシステム

- QRコード駐車券
- 省電力表示機器：ハーフLCD
- LED蛍光灯採用表示板
- 太陽光発電駐車場・駐輪場



ゲート式駐車場管理システム



ゲート式駐車場管理システム



パークロック駐車場管理システム



サイクルロック駐輪場管理システム



バイクロック駐輪場管理システム



ゲート式自転車・バイク駐輪場管理システム

 日本信号株式会社

<http://www.signal.co.jp/>

■AFC事業部 AFC営業部

〒100-6513 東京都千代田区丸の内1-5-1(新丸の内ビルディング 13階)  
PHONE:(03)3217-7373 FAX:(03)3217-7377

■大阪支社 交通システム営業部

〒530-0018 大阪市北区小松原町2-4(大阪富国生命ビル 8階)  
PHONE:(06)6312-3856 FAX:(06)6312-8597

- 本 社 〒100-6513 東京都千代田区丸の内1-5-1(新丸の内ビルディング13階)  
PHONE:(03)3217-7300(代) FAX:(03)3217-7300
- 大 阪 支 社 〒530-0018 大阪市北区小松原町2-4(大阪富国生命ビル)  
PHONE:(06)6312-3851(代) FAX:(06)6312-8597
- 北 海 道 支 店 〒060-0022 札幌市中央区北二条西3-1(太陽生命ビル)  
PHONE:(011)271-4181(代) FAX:(011)221-1705
- 東 北 支 店 〒980-0021 仙台市青葉区中央2-8-13大和証券仙台ビル11F  
PHONE:(022)261-8371(代) FAX:(022)225-4827
- 中 部 支 店 〒430-6040 名古屋市中村区名駅1-1-4(JRセントラルタワーズ)  
PHONE:(052)857-2851(代) FAX:(052)851-2879
- 九 州 支 店 〒810-0041 福岡市中央区大倉2-4-30(山崎ビル)  
PHONE:(092)777-9175(代) FAX:(092)714-8127

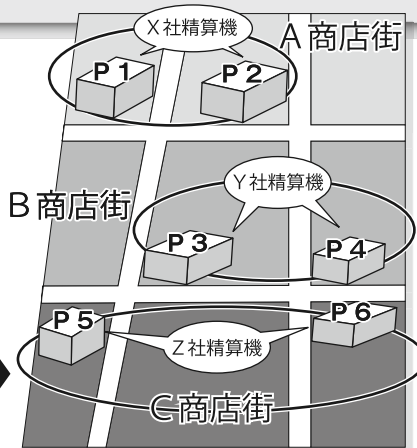
# 「全日駐規格・汎用（共通）サービス券」システム 『リニューアル』

～コンパクトシティ施策の  
推進・地域活性化に向けて～

## 現状の問題点

- 精算機メーカー毎に各社個別の磁気式サービス券を使う必要がある。
- メーカー共通の磁気式サービス券がないため、クーポン券式サービス券を有人対応で使用すると、24H営業・無人化が難しい。

A、B、Cの各商店街はそれぞれ別々のサービス券が必要です



## 解決

カードリーダーやソフトウェア改修等

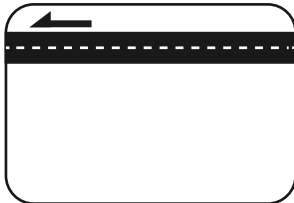
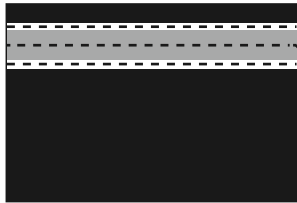
## 共通サービス券システム

- メーカーが異なる複数の精算機で、汎用（共通）で使える磁気式サービス券です。
- 料金サービスを共通化できます。
- 自動精算機がある場合、24H営業・無人化も可能になります。

A、B、Cの各商店街で発行したサービス券が全ての駐車場で使用できます



サービス券が2種類に！  
選択可能になりました！

現行仕様（制式スペック1）	追加仕様（制式スペック2）
JIS II型相当品	JIS II型相当品
カード上面に磁気記録層ストライプ	カード下面に磁気記録層全面コーティング
	 磁気記録エリア：カード下面

### ■お問い合わせ先

一般社団法人全日本駐車協会  
TEL 03(3528)8305

### ■対応精算機メーカー

アマノ株式会社  
日本信号株式会社  
三菱プレジジョン株式会社  
株式会社サニカ

TEL 045(439)1516  
TEL 03(3217)7373  
TEL 03(6712)1732  
TEL 055(284)2413

# 目 次

## PARKING No.244 / 2023・10

目 次 ..... 5

□各地駐車協会総会報告 ..... 6

高崎駐車場協会 千葉駐車場協会  
静岡県駐車協会 岡山駐車協会 福岡駐車協会

□駐車場コラム

「駐車需要は派生的需要」 ..... 15

日本大学理工学部交通システム工学科  
教授 小早川 悟

□情報発信「アンテナ」(第17回) ..... 16

「駐車場施策の最近の動向について」

「まちなか駐車場適正化計画について」

熊本市 都市建設局 都市政策部 市街地整備課

「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する  
条例の改正について」

千葉市都市局都市部都市計画課 山田 陽介

□各地駐車協会だより ..... 29

■高松市駐車場協同組合の紹介

高松市駐車場協同組合 事務局長 池田 靖夫

□PARKING NOW ..... 41

■埼玉県／思いやり駐車場制度

(パーキング・パーミット制度)導入について

全日本駐車協会事務局

・「PARKING NOW」掲載情報提供のお願い

□PARKING IN TOKYO ..... 42

■令和5年度第3回定例理事会報告

■令和5年度第4回定例理事会のご案内

■委員会報告

■諸会議等報告

〔表紙〕

熊本市 桜町・花畑地区

表紙についてはP.44をご覧ください。

□事務局だより ..... 44

■令和6年新年賀詞交歓会のご案内

■令和5年度第3回理事会のお知らせ

■令和6年新春駐車場研修会のご案内

■令和6年春季駐車場研修会のご案内

■表紙説明

■委員会報告

■諸会議等報告

■中国視察団の来訪

■事務局移転のお知らせ

■お詫び「暑中お見舞い(名刺広告)」の表記間違い

・表紙題材募集のご案内

・全日本駐車協会 会員メールアドレス提供のお願い

P R

アマノ株式会社 ..... P34・裏表紙

日本信号株式会社 ..... P3・P38

日本駐車場救急サービス株式会社 ..... P1・P37

株式会社富士ダイナミクス ..... P2・P33

三菱地所株式会社 ..... 裏表紙裏

三菱プレジジョン株式会社 ..... 表紙裏・P35

公益社団法人立体駐車場工業会 ..... P36

協会事業のご案内

「全日駐規格・汎用(共通)サービス券」システム ..... P4

団体パーキング保険のご案内 ..... P40

駐車場案内標識のご案内 ..... P48

## □各地駐車協会総会報告□

## 高崎駐車場協会 第59回定期総会報告

1. 日 時：令和5年8月14日 午後6時～
  2. 場 所：ホテルグランビュウ高崎
  3. 出席者等：全会員数26、出席24(内委任状出席14)、全会員数の過半数の出席により総会は成立
  4. 議 事
    - 第1号議案 令和4年度事業報告
    - 第2号議案 令和4年度収支決算報告
    - 第3号議案 令和4年度会計監査報告
    - 第4号議案 令和5年度事業計画(案)
    - 第5号議案 令和5年度収支予算(案)
    - 第6号議案 役員等の承認について
  5. その他
    - (1)令和4年度事業報告
      - 7月28日 会計監査(鳥居監事・広田監事)
      - 7月29日 第58回 高崎駐車場協会定期総会(書面決議の提案)
      - 8月 8日 過半数(14名)の賛成書面確認
      - 8月19日 最終、賛成20名
      - 8月22日 第58回 高崎駐車場協会定期総会の結果報告(発送)
      - 8月23日 全日本駐車協会へ高崎駐車場協会総会資料提出
      - 8月23日 全日本駐車協会会員駐車場調査報告
      - 10月27日 高崎実業組合連合会へ出席(会長、副会長、会計)
    - (2)令和5年度事業計画
      - ①市・警察署・商工会議所等関係団体等との相互協力。
      - ②駐車場に関する交通問題等に関し、関係団体等への提言。
      - ③会員相互の情報交換。
      - ④全日本駐車協会に加盟し情報の共有、活用を行なう。
      - ⑤適正な駐車場管理意識の共有。
      - ⑥高崎駐車場協会会員の拡充
      - ⑦その他、高崎駐車場協会発展のための活動。
- (3)懇親会  
各会員間で挨拶や活発な意見交換が行なわれた。  
「駐車料金について相対的に廉価である」、「値上を行いたい」等の意見が多かった。
- 以上

## 高崎駐車場協会 役員名簿

令和5年8月14日現在

役職名	氏名	会社名等
会長	大田部 功	柳通り駐車場
副会長	太田口 寛	ココパルク800
理事	須藤 徹	タカレイパーク
〃	橋爪 洋介	群馬県議会議員
〃	林 恒徳	高崎市議会議員
会計	大谷 貞文	駅前駐車場
監事	鳥居 吉二	木屋駐車場
〃	広田 金次郎	田町パーク

## □各地駐車協会総会報告□

## 千葉駐車場協会 総会報告

## 〔総会内容概要〕

総会開催日：令和5年2月24日(金)

時間：15時30分～

開催場所：千葉市文化センター9階  
会議室5

出席会員：9社 委任状提出者：18社

## 〔議事〕

議案第1号 令和4年度事業報告承認に関する件

議案第2号 令和4年度収支決算承認に関する件  
(監事による監査結果報告)

議案第3号 令和5年度事業計画(案)承認に関する件

議事第4号 令和5年度収支予算(案)承認に関する件

上記すべて原案どおり承認された。

## 〔令和4年度事業報告〕

(会員の概況) 令和4年12月31日現在

会員 29駐車場

賛助会員 8社

特別会員 1社

## (各種会議の書面決議)

令和4年

1月11日(火)会長・副会長会議

2月8日(火)理事会・定時総会

7月25日(月)会長・副会長ならびに理事会

9月22日(木)臨時総会

## 〔事業〕

駐車場賠償責任保険の団体契約の継続

内容 自動車管理者賠償責任保険及び施設  
管理者賠償責任保険

保険金額 1億円

免責金額 5万円

保険期間 令和4年8月23日より1年間

宣伝広告事業

・広報誌や協会ホームページ等に会員情報や  
違法駐車禁止等のPRを掲載

調査事業

・駐車場現況調査を実施

## 〔令和5年度事業活動の方針〕

千葉県における駐車場事業者の団体として、  
駐車場事業の育成と発展のための各種調査や  
賠償責任保険への団体加入を行い、千葉市  
あるいは千葉県内の警察などが実施する交  
通行政の運営に協力する。さらに講習会の開催や会員駐車場の利用促  
進のための広報活動などを展開し、駐車場事  
業の繁栄・発展を図る。

## 〔令和5年度事業計画〕

1. 自動車管理者・施設所有者管理者賠償責任  
保険の継続契約
  2. 関係機関との連携について
  3. 調査研究事業
  4. 駐車場経営支援について
  5. 新会員の加入促進について
  6. その他
- 以上

## 千葉駐車場協会 役員名簿

令和5年2月24日現在

役職名	氏名	会社名等
会長	須藤 憲一	(株)須藤ビル
副会長	木村 智信	(株)千葉パーキングセンター
〃	谷口 淳	(株)ロケイト
常任理事	吉野 秀和	海浜不動産(株)
会計理事	時松 進一郎	和光ファーム(株)
理事	片岡 憲明	千葉市市民局市民自治推進部 地域安全課長
監事	橋本 春樹	園石駐車場
〃	籠谷 吉弘	塚本大千葉ビル駐車場
顧問	永島 克彦	千葉商工会議所 専務理事
相談役	菊地 香織	千葉県警察本部交通部 交通指導課長
〃	中野 祐志	千葉県警察本部 千葉市警察部総務課長
名誉会長	須藤 一	(株)須藤ビル

## □各地駐車協会総会報告□

## 静岡県駐車協会 令和5年度通常総会 報告

総会開催日：令和5年6月29日(木)

時間：11時00分

開催場所：稲森パーキング 会議室

出席会員：5名(うち書面決議 2名)

現在会員数：5名

○定刻11時00分開会

## 議 事

第1号議案 令和4年度事業報告承認の件

第2号議案 令和4年度収支報告承認の件

第3号議案 令和5年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 令和5年度収支予算(案)承認の件

コロナ禍にあって通常総会は、ここ数年書面決議での開催が続いていたが、今回は通常の形に戻した総会となった。各議案の承認はもとより、会員間の情報交換、意見交換を主体にしたい旨を伝え審議に入った。以上、全て承認可決された。

## [事業報告]

- ・全日本駐車協会に会員数、会員名簿等の報告を行った。
- ・地区会員に対して機関誌PARKINGおよび全日本駐車協会からの通達を随時送付した。
- ・令和4年6月7日静岡県駐車協会総会を書面決議にて開催した。
- ・令和4年6月8日全日本駐車協会第61回通常総会に出席した。
- ・令和4年7月1日に藤田電気株式会社様が新たに県駐車協会会員として入会した。
- ・令和4年10月13、14日秋季駐車場研修会(姫

路)に参加した。

- ・令和4年10月28日事務局長会議に出席した。
- ・令和5年2月3日新春駐車場Web研修会に参加した。
- ・令和5年3月3日春季駐車場研修会(みなとみらい)に参加した。

## [令和5年度事業計画概要]

1. 関係官庁と連絡を保って都市交通、駐車対策の諸施設に関する提言、要望並びに陳情などを行う。
2. 全日本駐車協会機関誌「パーキング」年4回配布に協力し、最新のニュースや有益な統計資料及び関連業界の情報等を伝える。
3. 全日本駐車協会が定期的実施する研修会、見学旅行に積極的に参加し見聞を広める。
4. 全日本駐車協会に対し必要事項を要請し、地区協会の啓蒙発展に努める。
5. 地区協会相互の連絡を密にし、当地区の駐車場関係の諸問題について、その改善解決に努める。

## [会員間の情報交換]

- ・各会員の業況について各々から説明があった。
- ・インボイス制度への取組状況について各々から説明があり、情報交換、意見交換を行った。

- ・電子帳簿保存法への取組状況について各々から説明があり、情報交換、意見交換を行った。
- ・一部提携先で進められている認証機対応について情報交換、意見交換を行った。
- ・今後も会員間の連絡を密にし、情報交換、意見交換を実施していくこととした。

## 静岡県駐車協会 役員名簿

令和5年6月29日現在

役職名	氏名	会社名等
会長		
会長代理	稲葉 一 匡	静岡委託商事有限会社
副会長	望月 佐和子	静岡委託商事有限会社
監事	戸塚 直子	公益財団法人静岡市まちづくり公社

## □各地駐車協会総会報告□

## 岡山駐車協会 令和5年度(第53回)通常総会 報告

- ①日時：令和5年7月28日 18時30分～  
 ②場所：岡山市北区表町3-14-10 廣珍軒  
 ③出席人数：会員14名  
 +岡山市都市整備局都市交通部  
 市街地整備課職員2名  
 (会員14団体+賛助会員3団体=計17団体)

## ④議事 議案

- 第1号議案 令和4年度事業報告承認の件  
 第2号議案 令和4年度収支決算承認及び監査  
 報告の件  
 第3号議案 令和5年度事業計画(案)承認の件  
 第4号議案 令和5年度収支予算(案)承認の件

## ⑤懇談会

本年も総会後の懇談会では、参加会員の近況報告を行いました。

各会社の状況報告や駐車場だけでなく、問題点など忌憚のない話が出来ました。

また、近年の市内の再開発(数か所)の見通しや都市作りについて、色々意見交換を行い、楽しい会が出来ました。

## 岡山駐車協会 役員名簿

令和5年7月28日現在

役職名	氏名	会社名等
会長	藤井 一也	有限会社エフ・プラン(弓之町パーキング)
副会長	生田 茂樹	株式会社服部パーキング(服部パーキング)
理事	秦 弘司	株式会社ザ・サード(ザ・サードパーキング)
〃	小野 大輔	岡崎共同株式会社(やわらぎパーキング幸町)
監査	岩井 建次郎	株式会社セフティパーキング(天満屋駐車場)

## □各地駐車協会総会報告□

## 福岡駐車協会 第65回定例総会

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1. 日 時：令和5年7月5日(水)  | 総会(委任状提出)           |
| 午後4時30分より午後5時30分    | 第1回理事会              |
| 2. 場 所：福岡市中央区天神1丁目  | 第2回理事会              |
| ソラリア西鉄ホテル8階「雪」      | 第3回理事会              |
| 3. 出席人員：議決票人員       | 令和4年度事務局長会議         |
| 本人出席 26名            | 第61回通常総会後の研修会       |
| 委任状 0名              | 令和4年事務局長会議研修会       |
| 欠 席 7名              | 令和4年秋季駐車場研修会        |
| 計 33名               | 令和5年新春駐車場研修会        |
| 会 員 正 会 員 25名       | 令和4年度オンラインセミナー      |
| 賛助会員 8名 計 33名       | 令和5年春季駐車場研修会        |
| 4. 議 事              | (3)政策・業界関連活動        |
| 議 案                 | 令和4年福岡県飲酒運転撲滅連絡会議   |
| 第1号議案 令和4年度事業概況報告承認 | 春の交通安全県民運動実施に伴う市町村及 |
| の件                  | び実施機関・団体交通安全対策主管課長等 |
| 第2号議案 令和4年度収支決算報告承認 | の全体会議               |
| の件                  | 夏の交通安全県民運動実施に伴う市町村及 |
| 第3号議案 令和5年度事業計画審議承認 | び実施機関・団体交通安全対策主管課長等 |
| の件                  | の全体会議               |
| 第4号議案 令和5年度収支予算審議承認 | 秋の交通安全県民運動実施に伴う市町村及 |
| の件                  | び実施機関・団体交通安全対策主管課長等 |
| 第5号議案 役員を選出         | の全体会議               |
|                     | 年末の交通安全県民運動実施に伴う市町村 |
|                     | 及び実施機関・団体交通安全対策主管課長 |
|                     | 等の全体会議              |
|                     | 第38回福岡県交通安全県民大会     |
|                     | 令和4年度福岡県飲酒運転撲滅県民大会  |
|                     | (Web配信)             |
|                     | 福岡県自動車盗難等防止対策協議会    |
|                     | (4)広告活動             |
- [令和4年度事業概況報告]
- (1)「福岡駐車協会主催」総会・理事会・事務局  
局長会議及び研修会・懇親会活動  
福岡駐車協会「第65回 定例総会」  
福岡駐車協会「役員会」
- (2)「全日本・東京駐車協会主催」総会・理事  
会・事務局長会議及び研修会・懇親会活動

全日本駐車協会機関紙「PARKING」に広告掲載

(5)調査研究活動

令和4年度福岡駐車協会「駐車場実態調査」実施

[令和5年度事業計画]

- (1)福岡県・福岡市・福岡県警の関係官庁と継続的な情報交換を行い、行政側の交通政策における駐車場対策に対し、福岡駐車協会の駐車場実情を反映したものになるよう意見具申する。
- (2)福岡県飲酒運転撲滅連絡会議への協議委員として参画、飲酒運転撲滅ポスターを掲示し、飲酒運転の意識啓発を図る。

- (3)福岡県自動車盗難等防止対策協議会への参画、「自動車盗難実績調査」結果を会員に提供し、情報・知識の共有化を図る。警察本部・管轄署と定期的に情報交換を行う。自動車盗難防止ポスター掲示、意識啓発を図る。

- (4)駐車協会加入による会員メリットを理解してもらい会員の拡充を図る。

- (5)全日本駐車協会との連絡を密にし、国の駐車場政策の情報等を迅速に把握することに努める。全日本駐車協会企画の研修会・講習会・見学会等に参加協力、会員相互の情報交換・交流を図る。

以上

## 福岡駐車協会 役員名簿

令和5年7月5日現在

役 職 名	氏 名	会 社 名 等
会 長	中 尾 卯 作	綾杉不動産株式会社
副 会 長	戸 嶋 和 夫	中央地所株式会社
理 事	渡 邊 與 之	紙与産業株式会社
〃	高 松 健 司	西鉄ビルマネージメント株式会社
〃	新 開 久 子	大石ゴム株式会社
〃	内 田 秀 人	株式会社八百治
〃	半 田 邦 子	株式会社サンマルサン
監 事	古 江 寿 則	福岡商事株式会社
〃	林 舜 人	林英株式会社



## 駐車場コラム



### ■ 駐車需要は派生的需要

日本大学理工学部交通システム工学科 教授 小早川 悟

駐車場は自動車を止める場所であり、自動車のトリップエンド(自動車の目的地)となっていますが、人々の最終的な目的地は駐車場ではないということが言われています。なにもない荒野の真ん中に駐車場があったとしても駐車する人はほとんどいないでしょう。しかし、そこにトイレや休憩施設が設置されていれば、休憩のために駐車する人はいるでしょう。その場合でも駐車すること自体が目的ではなく、その場所で休憩することが目的であり、別の目的を達成するために駐車をしていることとなります。

同じように、都心部にある駐車場でも、多くのドライバーは駐車場で自動車を駐車することが目的ではなく、自動車を駐車した後に最終的な目的地まで移動して、買い物やレジャーあるいは業務を行うために駐車をしています。

学問的な言葉を使うと駐車という行為は、派生的需要であると定義することができます。トイレに行きたい、買い物に行きたい、荷物を届けたいという本源的需要に派生して駐車という行為が発生しており、駐車需要は駐車場以外の様々な要因に影響を受けていることを示しています。

自動車の台数に対して駐車場が圧倒的に不足している状況であれば、不便な駐車場でも利用されるということになりますが、駐車場の整備が進んでくると駐車場を造っても利用されないという状況が発生します。そこで、駐車場の整備が進んできた近年は、駐車場をどこにでも造ればよいというのではなく、街づくりと連携して適正に配置していきましょうという考え方が重要になってきています。街づくりと連携した駐車場整備を実践していくためには、来訪者が利用したい場所に駐車場を造るのではなく、街としてどのような場所に駐車場を配置するのがよいかを考え、そこに利用者をどのように誘導していくのかを考えていく必要があるでしょう。そのためには、駐車需要をコントロールしていく必要があります。ただ単に駐車場を造ればよいのではなく、配置した駐車場までの自動車の経路はどうなっており、駐車場の出入口はどこに設置するのがよいかといった検討や、駐車場から最終目的地となる場所までの歩行者の動線や経路を考え、それらの動線上の移動をいかに安全で快適に移動してもらうか、といったことを検討することで、都市として望ましい場所に設置した駐車場に利用者を誘導していくような考え方が必要となっています。また、場合によっては、鉄道やバス、さらには自転車(シェアサイクル)といった別の交通機関との連携も必要となってくるでしょう。

駐車場は、都市の重要なインフラ施設のひとつです。これからは、駐車需要を街づくりのなかでどのようにコントロールしていくか、その一つの装置としての役割が求められていくでしょう。

## 情報発信「アンテナ」(第17回)

### 「駐車場施策の最近の動向について」

駐車場の量的充足がほぼ達成しつつあるなか、まちづくりと連携した駐車場の配置など都市政策や交通政策を踏まえた駐車場のあり方が求められています。今回の情報発信「アンテナ」では、「駐車場施策の最近の動向」にスポットを当て、熊本市様と千葉市様にご寄稿頂きました。

熊本市様は人口減少や高齢化の進展を見据え、持続可能な多核連携型の都市構造の形成と、地域ごとの交通特性に応じた交通体系の最適化(ベストミックス)を目指しています。特にまちなかでは、道路空間の再配分や多様なモビリティの導入等、様々な取り組みを進めている中で、駐車場を“車の流れ”“人の動き”“土地利用”に影響を与える、まちづくりの重要なパーツと捉え、駐車場の観点から人中心の都市空間の形成を推進するため、まちなか駐車場適正化計画を策定しており、その概要についてご寄稿頂きました。

千葉市様は昭和46年4月に駐車場法の規定に基づくいわゆる附置義務条例を制定し、これまで建築物の建築に伴う駐車場整備を推進してきましたが、人口や自動車所有率の減少・民間駐車場や公共交通の充実による駐車場の需給量の変化や自動車車両の規格の変化等といった様々な状況が変わってきていることから、条例の大規模改正を行っており、その概要についてご寄稿を頂きました。

# 「まちなか駐車場適正化計画について」

熊本市 都市建設局 都市政策部 市街地整備課

## 1. はじめに

本市では、人口減少や高齢化の進展を見据え、中心市街地(まちなか)や各地域の拠点を利便性の高い公共交通で結び、自動車に頼らなくても快適に移動できる持続可能な多核連携型の都市構造

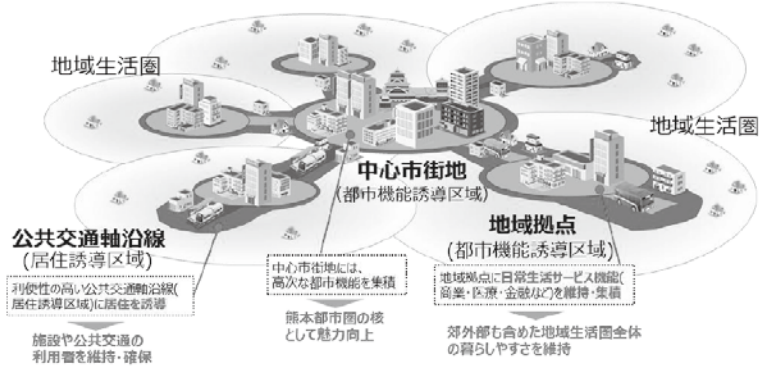
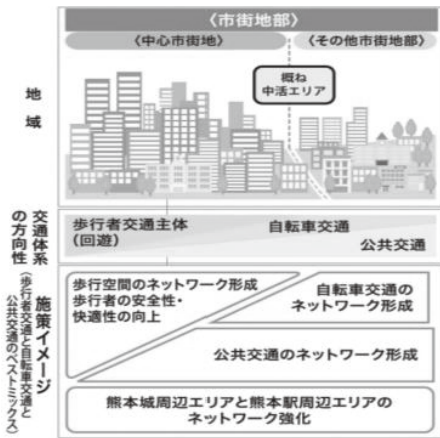


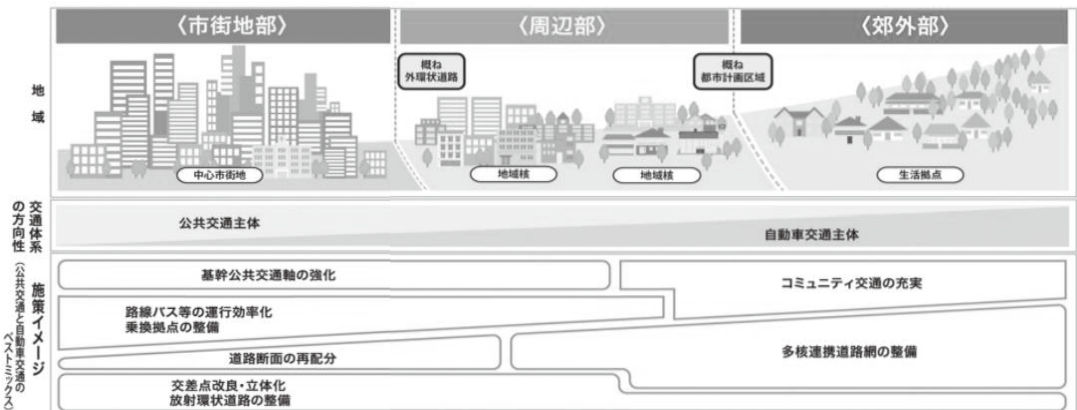
図-1 多核連携都市のイメージ

【図-1】の形成と、地域ごとの交通特性に応じた交通体系の最適化(ベストミックス)を目指しています。【図-2】

図-2 ベストミックスのイメージ



特にまちなかでは、歩行者交通主体の「昼も夜も歩いて楽しめる、いつまでも魅力的なまち」の実現に向けて、道路空間の再配分や多様なモビリティの導入等、様々な取り組みを進めているところです。このような中で、駐車場は“車の流れ”“人の動き”“土地利用”に影響を与える、まちづくりの重要なパーツと捉え、駐車場の観点から人中心の都市空間の形成を推進するため、まちなか駐車場適正化計画(駐車場法第4条に基づく計画(以下、「計画」。))を策定しました。【図-3】



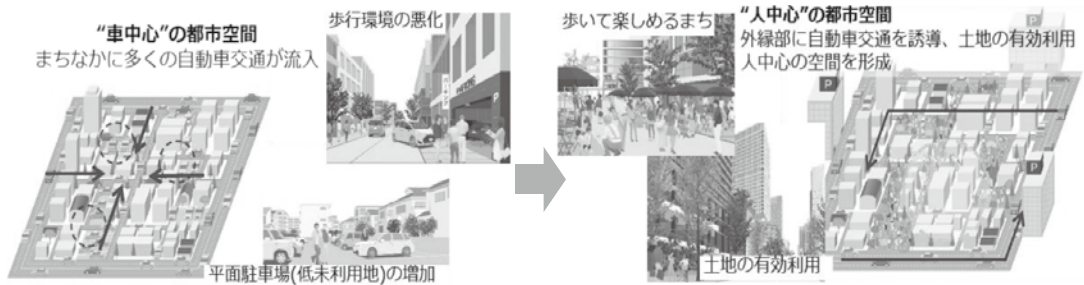


図-3 まちなか駐車場適正化計画の概要イメージ

## 2. まちなか駐車場適正化計画の策定

計画策定にあたり、まちなか駐車場の実態調査(R1実施)を行い、駐車場の分布や台数、稼働率などを把握するとともに、学識者や民間事業者等で構成する熊本市駐車場適正配置検討委員会において審議を行いました。

### (1) 計画策定の背景

これまで、自動車の普及と都市の発展に対応するために、駐車場をつくることを重要視してきた結果、現在では、自動車利用に対応する十分な量の駐車場が確保できていることがわかりました。[図-4]

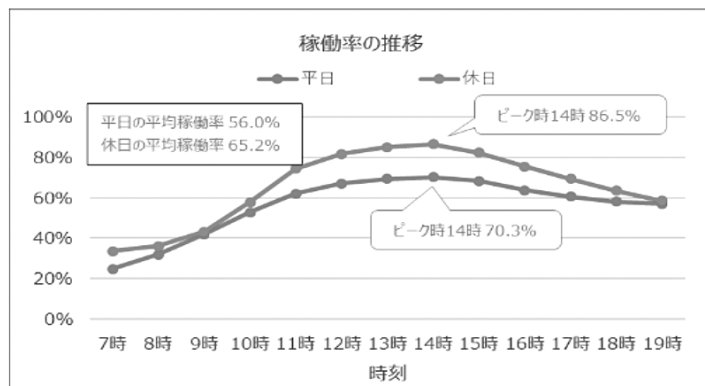


図-4 まちなか駐車場の稼働率(R1熊本市調査)

一方で、駐車場が無秩序に整備されたことで、都市のス

ポンジ化や過度に自動車に依存した交通体系による交通渋滞、歩行環境の悪化等の課題が発生していることに加え、今後は、様々な方の移動手段やニーズに対応したまちづくりが必要となっているところです。[図-5]

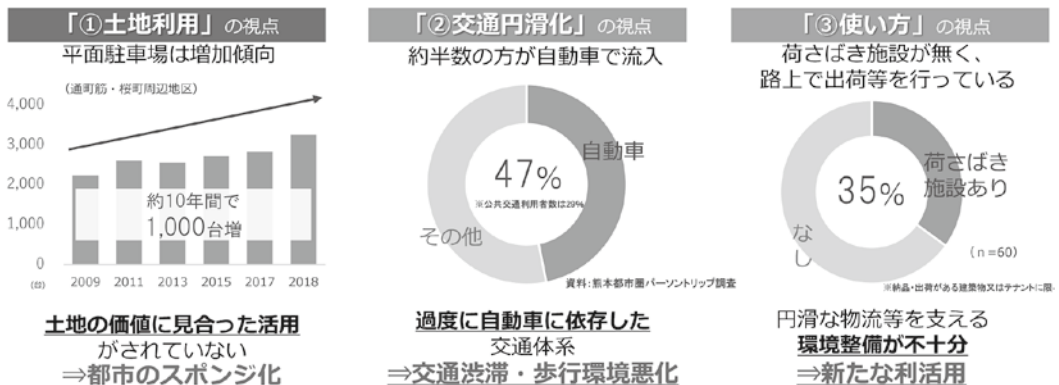


図-5 まちなか駐車場の現状と課題

以上のような課題やニーズを踏まえ、駐車場を『コントロールしまちづくりに活かす』という理念のもとに計画を策定し、駐車場施策の推進を図ることとしました。

## (2) 駐車場施策の推進

### ① 駐車場整備地区の見直しと目標量の設定

駐車場整備地区については、当初の都市計画決定から約50年が経過し、交通状況等も大きく変化していることから、区域の見直しを行いました。

具体的には、現在の都市機能の集積状況や地域ごとのまちづくりの方針を踏まえ、今後も自動車の著しい輻輳が見込まれる区域に対して、駐車場整備地区を設定することとしました(見込まれない区域は廃止)。**【図-6】**



図-6 駐車場整備地区の見直し

また、この地区内における現況の駐車場稼働率や将来的な自動車交通の減少(公共交通への転換、人口減少等による自然減少)を考慮し、駐車場台数の目標量(R3年度~R12年度までの10年間で19,390台から16,300台)を設定しました。**【図-7】**

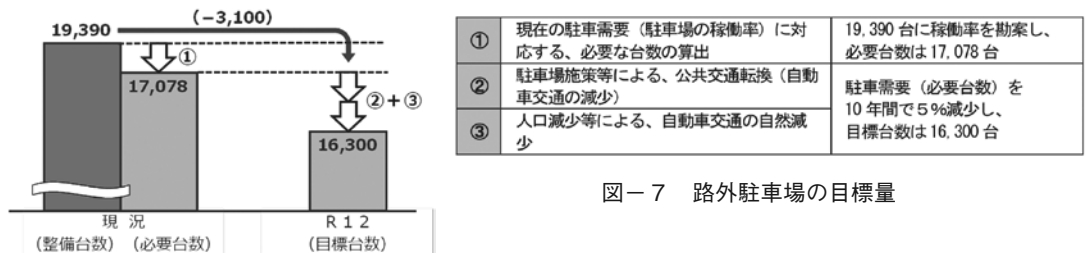


図-7 路外駐車場の目標量

### ② 3つの基本方針に基づく8つの施策

#### 基本方針1「土地利用」の視点

駐車場(土地)の有効活用と効率的で安全な配置により、地域経済の活性化等に活かす。

- ① 低未利用地からの土地利用転換を促進する財政支援
- ② 集約駐車施設(立体駐車場)整備を促進する財政支援
- ③ 附置義務駐車場台数の緩和、外縁部への集約促進
- ④ 歩行者の安全性に配慮した駐車場の整備促進

#### 基本方針2「交通円滑化」の視点

駐車場利用(自動車利用)の適性化を図り、交通円滑化に活かす。

- ⑤ 共通駐車券導入等による駐車需要の分散化

⑥附置義務駐車台数緩和のインセンティブ付与による、公共交通利用促進

**基本方針3「使い方」の視点**

駐車場等の多様な利活用を促進し、誰もが安心して訪れられる環境の整備に活かす。

⑦条例による義務付けやインセンティブ付与による、車椅子利用者のための駐車場等の整備促進

⑧荷さばきトラックや観光バスの受け入れ環境整備

これらの施策を推進するにあたり、「駐車場附置義務条例の改正」と「小規模駐車場届出条例の制定」を令和4年度に実施しました。

また、これらは、同年10月から運用を開始しているため、その概要をご紹介します。

**3. 最近の取り組み**

**(1) 駐車場附置義務条例の改正**

駐車場附置義務条例は、駐車場整備地区内 [図-6] において一定規模以上の建物の新築等を行う場合に駐車場の整備を義務付ける条例です。条例の改正により台数の緩和等(以下3点)を行い、土地・建物の有効利用や交通円滑化の促進等を図ることとしました。[図-8]

(算定対象面積3,000㎡の商業施設を建築した場合のイメージ)

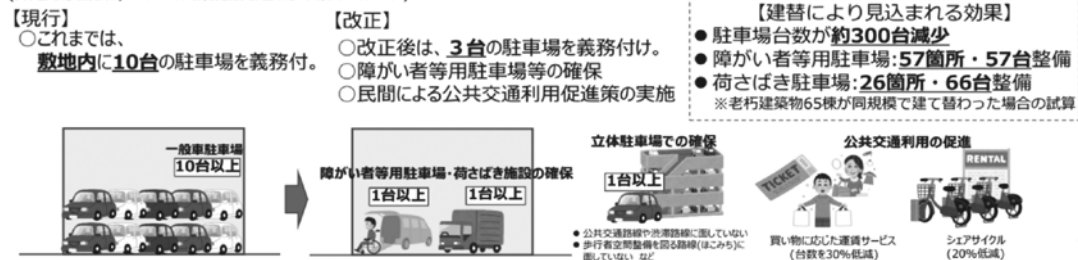


図-8 条例改正の概要イメージ

**①附置義務台数の緩和**

稼働率の日平均が約55%であることを踏まえ、原単位を従来の2分の1(例：特定用途:300㎡→600㎡毎に1台)とするとともに、公共交通の利用促進措置に取り組む場合は更なる台数の緩和を可能としました。

**②設置位置の緩和**

従来、建物の敷地から概ね200mとしていた隔地距離を500mに緩和しました。

また、この緩和とともに、集約駐車施設の認定制度を開始しました。(都市再生特別措置法の特例を活用。認定基準は、渋滞を助長しない、歩行者の安全性に配慮した構造とすること 等)

これらにより、将来的には敷地外での駐車施設の確保をする際に、駐車場の集約化を図ることを期待しています。

**③車椅子利用者や荷さばきのための駐車場の確保**

不特定多数の方の利用や集配等が見込まれる、特定用途の建物(百貨店、事務所など)に、車

椅子利用者や荷さばきのための駐車場の整備を義務付けることとしました。

(2)小規模駐車場届出条例の制定

都市再生特別措置法に基づく駐車場整備の届出を義務付ける条例を制定しました。滞在快適性等向上区域内 [図-9] で駐車マスの合計面積が50㎡以上の駐車場※を整備する場合は届出が必要であり、届出内容を基に市が基準(路外駐車場配置等基準)との適合を確認、指導等を実施し、歩行者の安全性に配慮した駐車場整備を促進することとしました。



図-9 滞在快適性等向上区域

※コインパーキングや店舗等の駐車場とし、共同住宅や月極駐車場等、利用者が限定されるものは除く。

①届出の対象とする駐車場の規模について

敷地面積が狭い小規模な駐車場は、安全性に課題のあるものが多い傾向にある [図-10] 一方で、駐車場設置者の負担(50㎡未満の敷地は建物がほぼ建っていない実態)を比較考量し、対象とする駐車場の規模を設定しました。これにより、まちなかにある駐車場のうち、約8割を届出の対象とすることとしました。 [図-11]

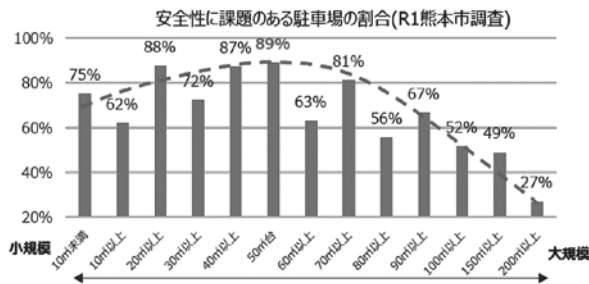


図-10 安全性に課題のある駐車場の割合(R1熊本市調査)

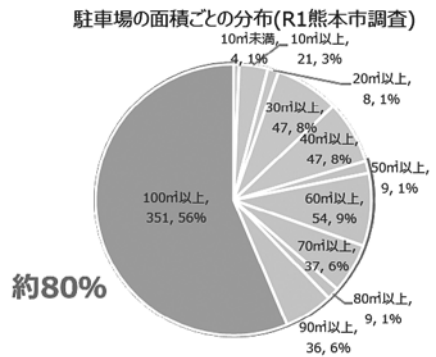


図-11 駐車場の面積ごとの分布 (R1熊本市調査)

②路外駐車場配置等基準について

駐車場法の出入口の基準を準用するとともに、歩道に面する部分については、さらに歩行者の安全性に配慮した構造(出入口の集約化、ハーモニカ構造の禁止)とする基準とし、エリアに応じて安全性を高める基準としました。 [図-12]

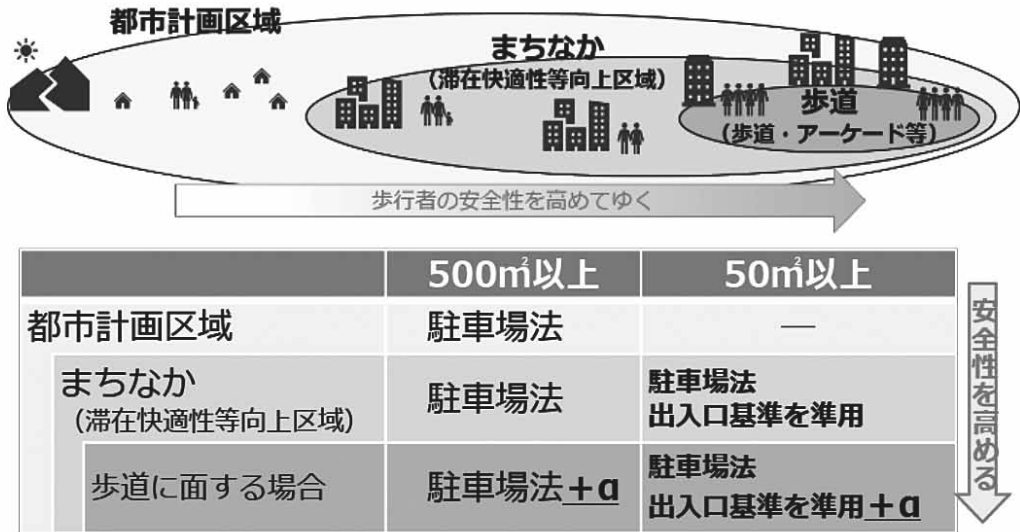


図-12 路外駐車場配置等基準のイメージ

#### 4. おわりに

計画策定から約2年が経過し、これまで条例の改正等を行いました。が、駐車場施策は効果の発現に期間を要するものも多く、民間事業者等と連携しながら粘り強く取り組みを進める必要があります。

今後の社会情勢の変化、技術革新による駐車場のあり方の変化にも対応しながら、今後も計画の推進を図ってまいります。

# 「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する 条例の改正について」

千葉市都市局都市部都市計画課 山田 陽介

## 1. はじめに

千葉市では、当時のモータリゼーションの進展に伴う駐車場不足に対応するために、昭和46年4月に「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を駐車場法の規定に基づくいわゆる附置義務条例として制定し、これまで建築物の建築に伴う駐車場整備を推進してきた。

一方、人口や自動車所有率の減少・民間駐車場や公共交通の充実による駐車場の需給量の変化や自動車車両の規格の変化等といった様々な状況が変わってきており、これらを踏まえて、条例の大規模改正を行ったため、本稿ではその概要について説明する。

## 2. 千葉市の概況

本市は、縄文の古来より豊かな自然環境に恵まれ、鎌倉時代の興隆から交通の要衝としての繁栄を経て、大正10年(1921年)に市制を施行し、約98万の市民が生活する東京圏有数の大都市に成長している。千葉市は東京湾の湾奥部に面し、千葉県ほぼ中央部、東京都心部から東に約40kmに位置しており、成田国際空港及び木更津市(東京湾アクアラインの接岸地)からそれぞれ約30kmの距離にある。(図一)また、鉄道や幹線道路の結節点として、県内交通の要衝となっている。



図一 千葉市の位置

市域面積は約272km<sup>2</sup>で、地形は花見川や都川、鹿島川などの河川によって刻まれた低地と台地、東京湾沿いに広がる約34km<sup>2</sup>の埋立地に大別され、全体的に平坦な地形のため、都市の成長とともに市街化が進んだが、内陸部には緑豊かな自然環境が残されており、また延長約42kmに及ぶ海岸線や13の河川を擁するなど、大都市でありながら緑と水辺に恵まれていることが特長である。(写真一・写真二)



写真一 市街地を走るモノレール

一方、人口は今後減少に転じ、世帯数は今後も増加する見通しだが、令和12年(2030年)にはピークを迎える見通しとなっている。

そのような中、本市では令和5年度を開始年度とする新たな千葉市基本計画を策定し、10年後に目指すべき未来の千葉市の姿を「みんなが輝く 都市と自然の織りな



写真二 泉自然公園

す・千葉市」と定め、全市域で千葉市の礎である豊かな緑と水辺と共生し、多様な経済活動や人々の暮らしが、地域にあった生活サービスや最適化された公共交通サービスなどに支えられて営まれることで、人口減少や少子高齢化が進行しても安心して暮らし続けられる「千葉市型コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指している。

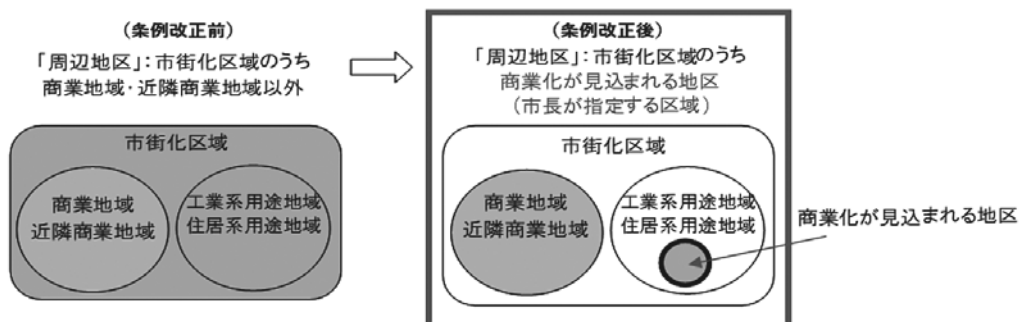
### 3. 条例の主な改正内容

今回の条例改正にあたっては、条例制定後50年近く経過した間に生じている駐車場需要の変化等といった状況の変化に対応した見直しを行うとともに、居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現といった本市のまちづくりとの整合が図られた駐車場整備を推進するため、主に以下の7点の改正を行った。

#### (1) 附置義務の対象区域の見直し

改正前の条例では、本市の駐車場不足に対応するために、市街化区域全域を対象として附置義務を課していた。今回の改正にあたり、附置義務で設置した商業・近隣商業地域(商業系用途地域)以外の駐車場を調べたところ、約85%が附置義務台数より多い駐車場を整備していた。一方、工場等では、オートメーション化等により附置義務台数分のみしか整備していない施設がある。このことから、商業系用途地域以外の箇所は、附置義務を課さなくても、十分に整備されることや各施設に応じて適切な駐車場の整備となるよう附置義務対象区域から除外する。

商業系用途地域は、商業機能が充実した地域等の特性から自動車交通の集中が考えられ、今後も駐車需要に応じた適切な駐車場を確保する必要があることから、引き続き附置義務の対象区域とする。また、商業系用途地域でなくとも商業系用途地域に変更が見込まれるような地区については、市長が地区を指定することにより附置義務の対象とすることとした。(図一2)



図一2 対象区域の変更

#### (2) 附置義務台数(原単位)の見直し

附置義務を課す駐車場台数の基準数値となる原単位(m<sup>2</sup>/台)は、条例制定時から変更しておらず、駐車場の利用実態等を考慮しこの原単位の適正化の検討を行った。

千葉市における附置義務駐車場やその他一般の駐車場において実施した利用実態調査等の結果をもとに、概ね2割程度駐車場台数を削減できると判断し、附置義務の原単位も概ね2割程度削減されるように変更した。(図一3)

(条例改正前)		概ね2割の緩和	(条例改正後)	
建築物の種類	附置義務台数		建築物の種類	附置義務台数(案)
A特定用途 (店舗・事業所)	(A延床面積-1,500㎡)+200㎡ (台)	➔	A特定用途 (店舗・事業所)	(A延床面積-1,500㎡)+250㎡ (台)
B非特定用途 (住居等)	(B延床面積-3,000㎡)+300㎡ (台)		B非特定用途 (住居等)	(B延床面積-3,000㎡)+350㎡ (台)
AとBの併用	(A延床面積+B延床面積 ×2/3-1,500㎡)+200㎡(台)		AとBの併用	(A延床面積×7/5+B延床面積 -3,000㎡)+350㎡(台) 又は (A延床面積-1,500㎡)+250㎡(台) のうち駐車場台数が多いほう

図-3 原単位の変更

なお、既存の建物で附置義務が課されている場合は、新条例への適用(後述の荷さばき・自動二輪も対象となる)の手続きをすることで附置義務台数を減らすことができ、駐車場から別の用途に利用転換が可能となる。

### (3) 駐車マスの大きさ等の見直し

自動車の大きさについては、条例制定の昭和46年から状況が変化しており、軽車両の開発や自動車の小型化が進んでいることから、現在市場に出回る車両の大半が、改正前の条例で規定する奥行6mを必要としていない。

このことから、駐車マスの大きさは、必要最低限度の大きさとして、2.5m×6mから2.3m×5mに変更を行った。(駐車場設計・施工指針における「普通乗用車」の駐車マスの大きさから「小型乗用車」の駐車マスの大きさに変更)(図-4)

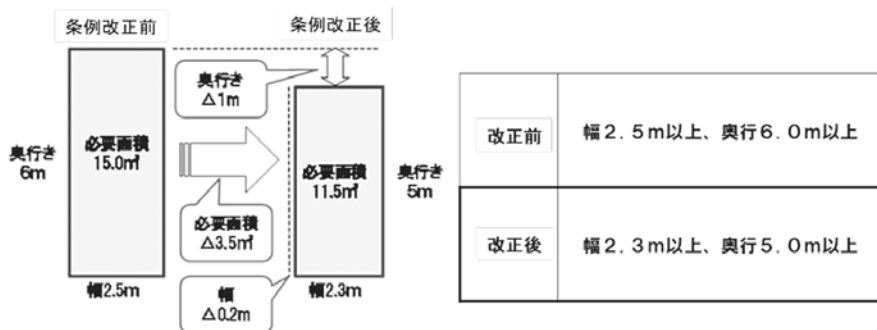


図-4 駐車マスの大きさの変更

なお、この駐車マスの大きさは、必要最低限の大きさであるため、駐車場を利用する施設の状況等を考慮し、設置する駐車マスの大きさ等を決定することを求めている。例えば、大型の車両の駐車や車いす使用者等が乗降できるように、一部の駐車マスの大きさを条例で定める規模以上にすること等の対応が考えられる。

また、自動車の出入口、車路の幅員などの基準については、条例では「自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせること」としており、別途定める技術基準を満たすように設計するよう求めている。

(4)地域を限定した隔地駐車場までの距離の緩和制度の創設

附置義務駐車場は、建築物の敷地内に設置することが原則だが、場合によっては敷地外の駐車場を附置義務駐車場とすることができる。これを隔地駐車場という。改正前の条例では、建築物から隔地駐車場までの距離(以下、「隔地距離」という)を概ね200mとしていた。

まちづくり等と連動し隔地駐車場を活用した駐車場の配置適正化は、国土交通省でも求められていることである。これを踏まえて、本市において、重点的に市街地の整備を推進すべき地域でもあり、県都にふさわしい土地利用の増進、実現を図ろうとしている場において、隔地距離の緩和を認める必要があることから、隔地距離の緩和制度(指定された区域内において、隔地距離を概ね500mまで緩和)を創設した。(図一5)この特例を活用し隔地駐車場を積極的に認めることにより、さらにこの特例を受けるためには何らかの公共交通等利用促進措置を講ずるという条件をつけることによって、まちなかへの自動車流入を抑制し、自動車中心からひと中心のまちづくりにも寄与する。

令和5年6月時点で、千葉駅周辺において特例を受けることができる区域を指定している。



図一5 隔地距離の特例

(5)公共交通等利用促進措置による附置義務台数の緩和制度の創設

前述している市の目指す自動車中心からひと中心のまちづくり・居心地が良く歩きたくなるまちづくりの実現に向け、特に駅前においては歩行者と自動車の錯綜を防ぐために、自動車の流入を抑える必要がある。このため、市街地の中心部へのマイカー流入を抑制し、建築物の駐車需要の低減が図られるような公共交通等の利用を促進させる取り組みに対して、学識経験者の意見等を踏まえて取り組みに応じ、附置義務台数の緩和ができる制度を創設した。(図一6)

一般的に考えられるハード整備の3項目については、取り組みに対する緩和率等の上限を設定しているが、民間事業者の自由な発想により、適切かつ効果的な取り組みの実施を見込んで、その他の公共交通等利用促進措置に関する提案内容に関する制限は設定していない。なお、附置義務台数の緩和は最大30%までとしている。

		項目	緩和率
利用促進措置等の例	ハード整備	充電可能なシェアサイクルポートの整備 (5台以上のポートの整備)	最大5% (附置義務台数の減免は最大10台まで)
		公共交通待合施設の整備 (全天候型対応以外)	10%(5%)
		鉄道駅への連絡通路等整備	15%
項目以外のハード整備、ソフト事業の提案内容により、最大30%まで附置義務台数を緩和 (緩和率は学識経験者等の意見を踏まえ決定)			

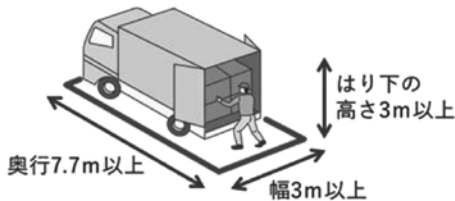
図一6 附置義務台数の緩和の特例

(6)荷さばき駐車場の附置の義務化

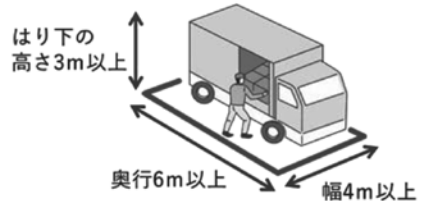
路上駐車に関する実態調査結果では、路上荷さばきが行われている実態が見受けられ、自動車の走行と歩行者の通行を妨げているため、荷さばき需要が高い建築物に対して、今回新たに荷さばき駐車場の設置を義務化した。(図一七)

対象建築物	特定用途の延べ面積の合計が 2,000㎡ を超えるもの	
設置台数	百貨店その他店舗及び倉庫の床面積の合計	2,500㎡ までごとに1台
	上記以外の特定用途の床面積の合計	5,500㎡ までごとに1台
駐車スペース	3. 0m×7. 7m以上、はり下高さ 3. 0m以上 又は 4. 0m×6. 0m以上、はり下高さ 3. 0m以上 (下図参照)	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隔地駐車場を認める。</li> <li>・ 四輪自動車の附置義務台数に含むことができる (内数扱い)。</li> <li>・ 敷地面積が1,000㎡を下回るものは対象外</li> </ul>	

【後部で荷さばき】



【側面で荷さばき】



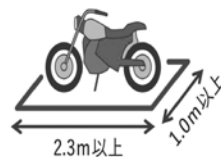
図一七 荷さばき駐車場の義務化

なお、附置義務を課す台数は最大5台としており、狭小敷地に関する建築物への配慮を行い、敷地面積が1000㎡を下回る場合は、対象外としている。また、荷さばき用の駐車マスについては、後部で荷さばきする場合と側面で荷さばきする場合の2種類を規定しており、どちらの適用を受けるかは事業者の判断となる。

(7)自動二輪車駐車場の附置の義務化

全国的にもいえることだが、千葉市においても自動二輪車を駐車できる駐車場が四輪自動車に比べて少なく、関係団体から自動二輪車駐車場の設置義務化といった要望が出ていることもあり、駐車需要が高い一定の規模以上の建築物に対して、自動二輪車駐車場の設置を義務化した。(図一八)

対象建築物	特定用途の延べ面積の合計が 1,500㎡ を超えるもの	
設置台数	百貨店その他店舗の床面積の合計	3,000㎡ までごとに1台
	上記以外の特定用途の床面積の合計	8,000㎡ までごとに1台
駐車スペース	1. 0m×2. 3m以上 (下図参照)	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隔地駐車場を認める。</li> <li>・ 駐車台数を5で除して得た台数は、四輪自動車の附置義務台数に含むことができる</li> </ul>	



図一八 自動二輪車駐車場の義務化

#### 4. おわりに

今回の駐車場条例改正に伴い、事業者の方に適切に制度の理解が得られるように新たに「駐車場附置義務条例の手引き」の作成を行った。こちらについては、市HPにも掲載されているので、ご参照いただきたい。(図—9)



図—9  
「駐車場附置義務条例の手引き」QRコード

また、今回本市における駐車場の利用実態等の把握や将来予測を行った上で、条例制定後初の大規模改正を行った。しかし、駐車場の供給量や需要量等といった今後の社会情勢の変化により将来的に現状からの予測と乖離する要素もあるため、今回の条例改正後も本市における駐車場利用実態を定期的に把握・分析を行い、必要に応じて原単位を含めた制度の見直しを行っていく必要があると考える。

最後に、駐車場は単に車を止める場所といった機能だけでなく、人と自動車をつなぐ交通結節点として都市を構築する重要な交通施設であり、今後はまちづくりと連携した駐車場施策の展開が特に重要であると考えている。そのためにも、駐車場事業者の皆様と一層の連携を図り、行政と民間の適切な役割分担のもと、本市の持続可能で魅力あるまちづくりの推進をしていきたい。

# 各地駐車協会だより

## ■ 高松市駐車場協同組合の紹介

高松市駐車場協同組合 事務局長 池田 靖夫

### 概要

高松市駐車場協同組合は西暦2004年に、それまで互助団体としてあった高松市駐車場協会から発展的に協同組合組織として設立しました。設立後は、加盟組合員である駐車場経営者の安定的な発展に寄与できるよう活動しております。

### 共通駐車サービス券の運営

当組合では組合加盟駐車場で利用できる共通駐車サービス券を作成しております。このサービス券は、高松中央商店街振興組合連合会加盟の8つの商店街(下記一覧表参照)と、丸亀町グ

リーン(2012年に商店街再開発の一環としてオープンした複合ショッピングモール)と連携し、主に買い物客に向けて、駐車場利用の利便性向上を目的として運用されているものです。

当組合より各商店街にサービス券を購入していただき、商店街加盟店が買い物していただいたお客様にサービス券をお渡しすると、当組合加盟の駐車場であればどこでも利用することができます。また、加盟組合員ではありませんが、香川県や高松市の行政組織と提携し、香川県営の駐車場や高松市営の駐車場でもこのサービス券を利用することが可能です。それにより、利用可能な駐車場と収容台数を増やすことができ、市内中心部の幅広い場所を網羅できております(右記案内図参照)。

市内共通駐車券は  
下記指定駐車場で  
ご利用頂けます。

●1回の駐車に何枚でも使用できます。  
●60分券・30分券を組んだ駐車料金については、各々の駐車場の料金システムにより適用金をお支払い下さい。  
●お問い合わせは、ご利用希望の駐車場までお問い合わせください。

高松市商店街合計約4000台収容可能。この券は高松市中央商店街の各店で発行しています。

高松市駐車場協同組合 〒760-0053 高松市田町3番地33  
TEL 087(831)5590

さらに、商店街に加盟していない店舗は、組合から直接購入することでこのサービス券を利用できるのですが、最近その利用が特に増えてきており、サービス券の利用価値が高まっているのを感じております。

当組合ではこのサービス券のシステムを独自に開発し、バーコードの付与から収集後の請求金額

確定までパソコンとサーバーにより一元管理できるようになっております。このシステムが2007年に稼働後、2023年3月末時点でサービス券の発行枚数累計約80万枚、利用枚数は累計約66万枚となりました。

サービス券の運用は当組合に安定的に利益をもたらせてくれており、今後も利用者の拡大が見込まれておりますが、課題もあります。ひとつは加盟組合員である駐車場の減少です。不景気の影響であるとか、タワー型駐車場の老朽化の問題等もあり、組合員は減少傾向です。

もうひとつは、サービス券自体の紙の値上がりです。世界的な原材料費の値上がりの影響は避けられず、このサービス券の原紙の価格も改定せざるを得ませんでした。また、再度値上げとなれば、サービス券の単価にも影響する可能性があります。

この共通駐車サービス券のシステムは市民に幅広く認知され、定着しており、当組合では永続的に安定した運用を続けられるよう努めて参りたいと考えております。

## 【高松市の紹介】

地元、高松市について簡単に紹介させていただきます。

高松市は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、これまで、人々の暮らしや経済・文化など様々な面において、瀬戸内海との深いかかわりの中で、県都として、また、四国の中枢管理都市として発展を続けてきた、海に開かれた都市です。

気候は、年間を通して寒暖の差が小さく、降水量が少ないのが特色です。

「高松」は鎌倉時代に開け始め、天正16年(1588年)豊臣秀吉の家臣生駒親正が玉藻浦に居城を築き高松城と名付けたことに由来し、生駒4代54年、松平11代220年を通じて城下町として栄えました。

明治維新の廃藩置県後、香川県の県庁所在地となり、明治23年2月15日に市制をしき、全国40番目の市としてスタートしました。

これまでに大正、昭和、平成を通じ、8回にわたる合併で、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海・山・川など恵まれた自然を有する広範な市域の中に、にぎわいのある都心やのどかな田園など、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する都市となっています。

恵まれた風土と地理的優位性を生かし、四国の中枢管理都市として発展してきましたが、特

### 高松市中央商店街振興組合連合会加盟商店街

高松兵庫町商店街振興組合  
高松片原町西部商店街振興組合  
高松片原町東部商店街振興組合  
高松ライオン通商店街振興組合  
高松丸亀町商店街振興組合  
高松南新町商店街振興組合  
高松常磐町商店街振興組合  
高松田町商店街振興組合

に昭和63年の瀬戸大橋開通や平成元年の新高松空港開港、平成4年の四国横断自動車道の高松への延伸などにより高松市を取り巻く環境が大きく変化する中、平成11年4月、中核市に移行しました。

今後は、「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」を目指して、それぞれの地域の特徴をいかした、都市的利便性と自然的環境が享受できる都市の実現に向け、本市にふさわしい、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めていきます。

令和2年(2020年)には市制施行130周年の節目の年を迎えました。

## 【高松市の見どころ】

### ○名所

#### ・サンポート高松

JR高松駅・高松港周辺に整備された四国の新しい玄関。瀬戸内海に隣接し海に親しむ遊び場や遊歩道など、市民の憩いの場となっています。シンボルタワーをはじめ高松港レストハウスやホテル、JR高松駅、そして、高松城跡の玉藻公園、香川県県民ホールなどが林立し、それらを複合しての多彩なイベントや大会を開催することができます。



サンポート高松周辺

シンボルタワーは、サンポート高松の中核施設。国際化・情報化に対応した文化・コンベンション機能、情報発信交流機能、民間の業務・商業機能など多様な機能を備えています。

#### ・栗林公園

栗林公園の歴史は古く、江戸時代初期(1630年頃)に、讃岐の藩主・生駒高俊が南湖一带を造園し別荘を建てたのに始まります。以来歴代の松平藩主によって手を加えられ、およそ100年の時をかけて現在の南庭が完成しました。南庭は6つの池と13の築山からなる回遊式大名庭園・緑と水・橋・石・建物、それぞれが趣をもち、絶妙な調和を奏でます。風流な園をそぞろ



栗林公園

歩けば、古き良き日本の文化の粋がそこここに。さらに、公園と連なる紫雲山の四季折々の表情と相まって、立体的な深い情緒を創りだし、訪れる人々を幽玄な世界へと誘います。

### ・高松市中央商店街

中央商店街は、約400年前に築城された高松城の城下町の中心として栄えてきた、歴史と伝統のある商店街です。8つの商店街があり、約800の小売店、飲食店が軒を連ねています。日本一とも言われる総延長2.7kmの連続したアーケード街を形成し、オフィスビルが立ち並ぶ中央通りとともに、商都高松の顔としてにぎわっています。



中央商店街 三町ドーム

2012年4月には商店街再開発事業として複合商業施設「丸亀町グリーン」がオープンしました。

### ○名産品

#### ・讃岐うどん

うどんと言えば誰もが、讃岐うどんを思い浮かべるのではないのでしょうか。香川県においてもうどんは特に好まれている料理であり、一人あたりの消費量もずば抜けています。料理等に地域名を冠してブランド化する地域ブランドの1つとしても、讃岐うどんは観光客の増加、うどん生産量の増加、知名度注目度の上昇などの



讃岐うどん

効果をもたらし、地域ブランド成功例の筆頭に挙げられています。そこで香川県庁および香川県観光協会がうどんを全面的に推しだした観光キャンペーン「うどん県。それだけじゃない香川県」をスタートさせました。

ご都合がよければ、お越しください。お待ちしております。

## 駐車場管理システムに先端技術を提供します。

株式会社 富士ダイナミクス

地域の再開発、土地空間の有効活用など駐車場は都市機能には欠かせないスペースとなっています。病院、ショッピングセンター、レジャー施設など、目的に合わせたシステムを提供します。

### 先端技術のご提供

#### ■ Edy（電子マネー付）会員カードシステム

事前にチャージしているバリューから支払いが可能。現金でのやり取りがないため、安全且つスピーディーに精算できます。  
ICカードに駐車場利用状況をポイントとして蓄積し、ポイントに応じた割引等のサービスにより、リピーターの獲得が可能となります。

#### ■ DSRC連動・入退場システム

ETC車載器を搭載している車両は、自動ゲート開閉によるスムーズな入退場ができ、尚且つ決済の自動化によりキャッシュレスでの入退場が可能です。

### 駐車料金精算システム

- 全自動出口精算システム
- 車番認識システム
- 認証システム
- 出口有人精算システム
- 機械式駐車装置連動システム
- キャッシュレス精算システム
- フラップ式精算システム
- POS連動精算システム
- 事前精算システム
- 均一料金精算システム

### 入在庫管理システム

- ICカードシステム
- バスカードシステム
- リサイクルカードシステム
- チェーンゲートシステム
- リモコンゲートシステム

### 駐車場管制システム

- 車路管制システム
- 駐車場満空管理システム
- 各階台数計数システム
- 車室在否管理システム
- CCTV監視システム

三菱プレジジョン（株）代理店  
株式会社 富士ダイナミクス

ホームページ <http://www.fuji-dynamics.co.jp/>

- |   |   |   |
|---|---|---|
| ●本 社 東京都目黒区青葉台1-28-9<br>TEL 03 (3793) 5411                          | ●営業本部 東京都目黒区東山1-4-4<br>目黒東山ビル4階<br>TEL 03 (3793) 7411                                   | ●仙台営業所 仙台市太白区富沢1-11-21<br>TEL 022 (244) 5461                        |
| ●名古屋営業所 名古屋市長区大新町1-2-6<br>ロイヤル牛巻第1 2階<br>TEL 052 (883) 0700         | ●大阪営業所 大阪市東淀川区東中島2-9-15<br>TEL 06 (6325) 2761   | ●福岡営業所 福岡市博多区中呉服町3-10<br>勝治呉服町ビル<br>TEL 092 (282) 3491              |
| ●丸の内サービスセンター 東京都千代田区有楽町1-10-1<br>有楽町ビル 4階 421<br>TEL 03 (3287) 0594 | ●横浜サービスセンター 横浜市西区みなとみらい2-2-1<br>横浜ランドマークタワー29階<br>TEL 045 (224) 2256                    | ●湘南営業所 鎌倉市山崎662-2<br>TEL 0467 (45) 6867                             |
| ●湘南サービスセンター 鎌倉市山崎 662-2<br>TEL 0467 (45) 6867                       | ●羽田サービスセンター 東京都大田区羽田空港 3-3-2<br>東京国際空港旅客ターミナルビル<br>三菱プレジジョン株式会社 内<br>TEL 03 (5756) 7245 | ●さいたま出張所 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-9-1<br>浦和パーキングセンター内4F<br>TEL 048 (764) 9290 |
| ●相模原出張所 相模原市中央区矢部1-3-14<br>大河原ビル201号室<br>TEL 042 (730) 6611         |   |   |

# AMANO



## 「交通系ICカード」 だけで、入出場も決済も！

### チケットレス駐輪場システム

駐車券・定期券の代わりに交通系ICカードを活用した  
“チケットレス・キャッシュレス”のゲート式システム。

▶ 「チケットレス駐輪場システム」動画を見る



個別ロック式システム



駐輪場クラウドサービス



ゲート式システム

駐輪場のことならアマノにおまかせ！

調査・分析

開発設計

システム構築

設置・工事

保守メンテナンス

管理受託

経営受託

 **アマノ株式会社**

神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地  
(045) 439-1516  
<https://www.amano.co.jp/Parking/>

# これからの都市パーキングに、 三菱プレジジョン。



## ロック板システム

小スペースでの駐車場運営に最適なシステムです。  
規模に合わせたシステムをご用意します。



## DSRC システム

駐車場出入口上に専用のアンテナを設置し、登録済みのDSRC車載器搭載車両がくると自動でゲートが開きます。



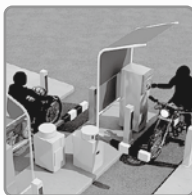
## 車番認識システム

駐車場出入口に設置したカメラでナンバープレート内の情報を記録。情報は文字データとしてPC管理できます。



## 駐輪システム

自転車・バイク両方の駐輪システムをラインナップ。  
車両をロックやチェーンで個別に管理して1台の精算機で集中管理するシステムと、出入口をゲートで管理する2種類のシステムをご用意。  
駐輪場の規模や立地環境に合わせたシステム構成をご提案します。



\*駐車場の運営管理についても私たちにご相談ください。

創造と信頼で未来をひらく  
**三菱プレジジョン株式会社**

本社・営業本部

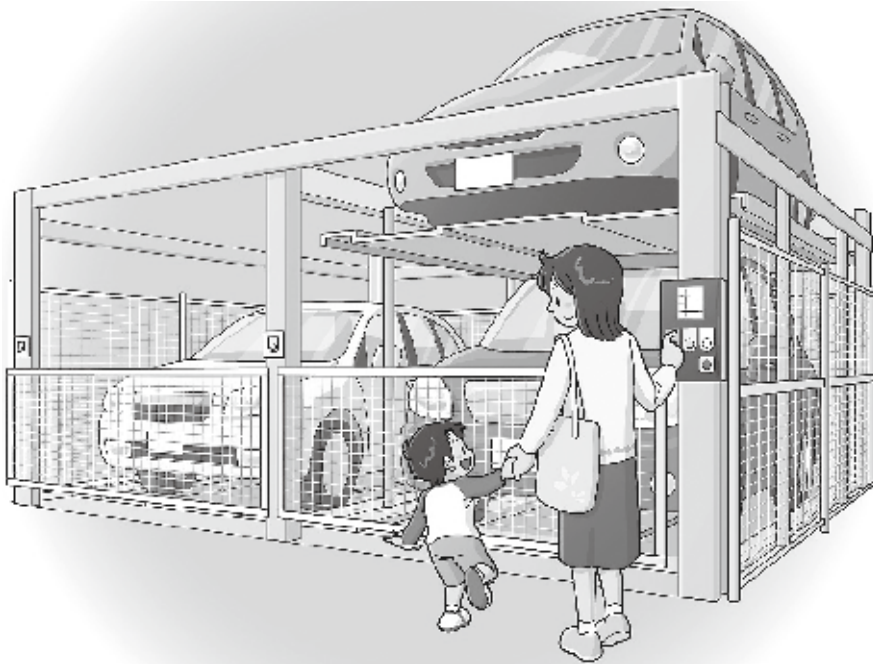
〒108-0075 東京都港区港南1-6-41  
芝浦クリスタル品川8階  
<https://www.mpcnet.co.jp>

お問合せ先

**駐車場システム営業部 ☎03-6712-1732**

中部支社	052-961-3557	中国営業所	082-546-2176
関西支社	06-6484-7206	四国営業所	087-811-0387
北海道営業所	011-213-7826	九州営業所	092-273-0880
静岡営業所	054-204-4505		

**公益社団法人 立体駐車場工業会は、平成27年1月から  
施行されました新大臣認定制度の登録認証機関です。**



公益社団法人 立体駐車場工業会とは—

平成27年1月1日施行の駐車場法施行規則の認証機関として登録されました。

大臣認定制度に規定された「安全機能に関する基準」をクリアする当工業会が定めた「機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準」に基づき、審査・認証を厳格に実施してまいります。

その他、従来審査・認定をしていた車いす使用者対応等の認定も行います。

「安全で便利で信頼性の高い駐車場の提供」これが当工業会の願いです。

**人にやさしい機械式立体駐車場の普及に努めています。**



公益社団法人 **立体駐車場工業会**

Japan Parking System Manufacturers Association Incorporated

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目9番9号 SHビル6階

TEL. (03) 5542-0733 FAX. (03) 5542-0735

ホームページ <http://www.ritchu.or.jp/>

## あらゆる駐車場に対応した総合メンテナンス会社

日本全国 24時間365日 大小問わず 合理的な料金でOK!!

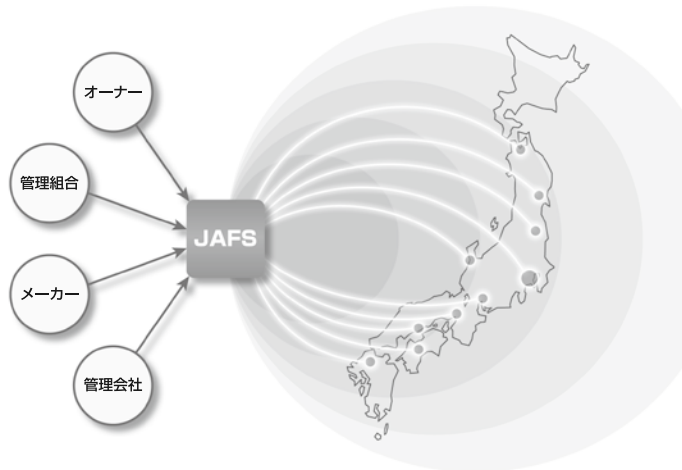
### 日本駐車場救急サービス株式会社

#### ■会社概要

当社は、平成5年12月、駐車場関係諸官庁、団体、メーカー等のご要請により、業界の健全な発展のため、自動車業界のJAFを模して、駐車装置の保守サービス専門会社として設立されました。当社は日本全域24時間体制のもと、合理的な料金で対応できるネットワークで構築されております。  
業務の内容は、定期メンテナンス（点検、調整、給油）24H故障対応、補修工事などを行います。

JAFSのアフターサービスシステムは、単なるメンテナンス工事の下請けではありません。  
アフターサービス、メンテナンスのデータを収集・分析して、的確にフィードバックし、機器の改善、開発、更にはリプレースにも貢献します。  
貴社のアフターサービス活動そのものをお引き受けするアウトソーシングシステムです。

社名	日本駐車場救急サービス株式会社
代表者	代表取締役 森井 清
設立	1993年(平成5年)12月
資本金	2,000万円
社員数	40名
事業内容	1.駐車場、駐輪場設備の保守管理及び緊急出動 2.駐車場、駐輪場の遠隔監視及び警備 3.駐車場、駐輪場の建設及びリフォーム 4.駐車場、駐輪場の運営管理
一般建設業許可	東京都知事許可（般）第104599号
機械器具設置工事業	東京都知事許可（般-19）第104599号
警備業認定	東京都公安委員会 第2380号
支店	大阪 大宮 金沢 福岡 名古屋



#### 定期メンテナンス



点検、調整、給油

#### 補修工事



定期点検で発見された不具合を迅速に補修、修理

#### 緊急出動



24時間体制でスタッフが徹底監視！お客様のご要望に合った各サービスステーションへ

#### 全国実績及びサービスステーションネットワーク (2011.1.1 現在)

##### 全国実績

北海道・東北地区	40件	1,258 バレット
関東地区	2,158件	56,957 バレット
中部地区	117件	2,544 バレット
関西地区	326件	8,273 バレット

中国・四国地区	42件	1,239 バレット
九州地区	43件	1,251 バレット

合計 **2,726件** **71,522** バレット

#### 【お問い合わせ】

社団法人全日本駐車協会賛助会員 一般社団法人日本駐車場メンテナンス協会正会員

### 日本駐車場救急サービス株式会社

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-6-1 TEL.03-3663-1755 FAX.03-3663-1750 URL.<http://www.jafs99.co.jp/>



日本信号は、「安全と信頼」のテクノロジーをもとに、  
より快適な交通社会の実現を

これからも目指し続けます。

 **日本信号株式会社**  
**NIPPON SIGNAL**

[www.signal.co.jp/](http://www.signal.co.jp/)

■AFC事業部 AFC営業部  
〒100-6513 東京都千代田区丸の内1-5-1 (新丸の内ビルディング13階)  
PHONE:(03)3217-7373 FAX:(03)3217-7377

■大阪支社 交通システム営業部  
〒530-0018 大阪市北区小松原町2-4(大阪富国生命ビル 8階)  
PHONE:(06)6312-3856 FAX:(06)6312-8597

■北海道支店 ■東北支店 ■中部支店 ■九州支店

## 機関誌『PARKING』への広告掲載のご案内

- ・発行部数 1,300部(年4回、4月・7月・10月・1月)
- ・規格 B5判
- ・頁数 50～120頁位
- ・内容 駐車施策等に関する各種記事、各地駐車協会活動報告、各種事例報告、調査・統計資料、総会報告、理事会議事録、研修レポート、事務連絡等
- ・配布先 当協会会員(各地駐車協会会員、個人及び賛助会員)、国土交通省、総務省、厚生労働省、警察庁、国立国会図書館、政令指定都市担当部、都道府県警察本部、東京都、警視庁、警察署(東京都内)、東京消防庁、全国知事会、全国市長会、関係団体等
- ・広告掲載料金

掲載箇所	ページ数	1回あたりの料金		備考
		会員	非会員	
① 表紙裏	1	52,360	77,000	
② 裏表紙裏	1	36,630	55,000	
③ 裏表紙	1	52,360	77,000	
④ 色紙(前・中・後付)	1	28,270	44,000	
⑤ 記事中	1	17,710	24,200	
暑中見舞・謹賀新年	1枠	5,170	7,700	名刺広告

### [備考]

1. 上記は連続掲載の料金とし、1回限りの掲載料金は1割増といたします。
2. 完全版下以外は、広告デザイン・版下製作の実費をいただきます。
3. 消費税増税分を反映した内税表示としています。

全日本駐車協会 会員の皆様へ

2023年度版

# 全日駐の 会員様専用 団体パーキング保険

(自動車管理者賠償責任保険+施設賠償責任保険+テナント総合保険特約付動産総合保険)

3つの割引で  
おトク!!

団体割引

安全対策割引

規模による割引\*

10%

最大 10%

最大 10%

\*賠償責任保険にのみ適用となります。 \*1会員で保険付保をする総事業場の保管台数による

## 駐車場内での事故に対する 損害賠償責任をまるごとカバー!

自管賠と施設賠は、どちらか一方の加入も可能です。

施設賠償責任保険の  
初期対応費用担保特約条項で、  
補償対象に  
風災見舞費用が  
追加!

### 自動車管理者 賠償責任保険

他人から預かった自動車に生じた事故  
に対する賠償損害を補償します。



### 施設賠償 責任保険

施設の欠陥や、施設内外で行われる仕事の遂行によって  
生じた対人・対物事故による損害を補償します。



プラス

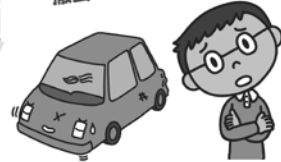
おすすめ

全日本駐車協会の会員様向けに開発!

## 放置車両対策保険

対象施設を利用している車両が「長期滞留車」となった場合、  
車両を廃棄するまでに生じた各種費用を補償します。

持ち主は取りに来ないし、  
撤去の費用はどうしよう...



こんなケースが実際にありました!

CASE 1 コロナ禍の影響で、  
帰国できずに  
放置



CASE 2 所有者に、  
認知症が  
発生!?



CASE 3 行方不明で  
親族すらも  
音信不通

放置車両対策保険にご加入の場合、自動車管理者賠償責任保険または施設賠償責任保険のどちらかに加入が必要になります。

保険期間

2023年4月1日午後4時 から 2024年4月1日午後4時 まで

中途加入の場合 保険料払込締切日の翌月1日の午後4時 から 2024年4月1日午後4時 まで

加入依頼書提出・保険料払込締切日

2023年3月31日(金)

\*中途加入の場合は保険始期日の  
前月15日が締切日となります。

この制度は、一般社団法人 全日本駐車協会の会員団体を構成する事業主及び会員企業の皆様に対してご案内する補償制度で、一般社団法人 全日本駐車協会を保険契約者とする団体契約です。

一般社団法人 全日本駐車協会

# ◆ PARKING NOW ◆

## ■ 埼玉県／思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度） 導入について

全日本駐車協会事務局

埼玉県で、駐車施設の適正利用を促進するため、令和5年11月1日より「埼玉県思いやり駐車場制度」が導入されます。

法令により、一定の施設には車椅子使用者用駐車施設の設置が義務とされていますが、一方で、この駐車施設を本来であれば必要がない人が利用していることや、外見からは分かりにくい障害のため、利用を控えている方がいることも指摘されています。

そこで、新たに、車椅子を使用する必要のない障害者、要介護高齢者、妊産婦など、歩行が困難な方のための優先駐車区画を設定するとともに、県が利用証を交付することで利用対象者を明確にし、区画の適正利用を促進する制度です。制度導入により、区画を必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなるとともに、周りの視線が気になって区画の利用を控えていた内部障害者や妊産婦等が気兼ねなく駐車できる環境の整備を図るものです。

埼玉県では制度の開始にあたり協力施設を募集しています。埼玉県内で駐車場を運営されている方は、是非ご検討ください。

なお、パーキング・パーミット制度は全国的に展開されており、すでに41府県2市で導入されております。

詳細については、次のホームページをご覧ください。

「埼玉県思いやり駐車場制度」

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking\\_permit.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html)

問合せ先：埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当

TEL 048(830)3223

### 「PARKING NOW」掲載情報提供のお願い

事務局では皆様から「PARKING NOW」に掲載する情報の提供を募集しています。

以下の様な駐車場に係る情報がございましたら、是非ご連絡をお願いします。

- ・新規開場した駐車場や既存駐車場リニューアル事例等会員に参考になる情報
  - ・駐車場に関連する各種トピックス
  - ・駐車場を取り巻く自治体の動き
- など

《連絡先》

一般社団法人全日本駐車協会 ☎ 03-3528-8305 e-mail: info@japan-pa.com

# PARKING IN TOKYO

一般社団法人東京駐車協会

## ■ 令和5年度第3回定例理事会報告

「第3回定例理事会」

開催日：令和5年9月5日(火)12時～12時50分

場 所：日本工業倶楽部会館4階第4会議室

議 題：決議事項

1. 主たる事務所の移転について
2. 委員会委員長、委員の選任について

報告事項

1. 会員異動について
2. 第56回定期総会実施報告
3. 駐車場案内標識業務関係について
4. 一般社団法人全日本駐車協会関係事項について
5. 理事会等今後の予定について
6. その他

## ■ 令和5年度第4回定例理事会のご案内

日 時 令和5年11月28日(火) 16時00分～18時30分

場 所 日本工業倶楽部会館5階第6会議室

年末懇親会 同上

## ■ 委員会報告

○委員会が下記の通り開催されました。

「標識管理委員会」

開催日：令和5年8月30日(水)

方 法：書面開催

議 題：令和4年度取組実績

令和5年度取組状況

全体傾向

令和5年度道路占用料

今年度の重点事項

---

---

## ■ 諸会議等報告

---

---

○その他の会議等が下記の通り開催されました。

＜東京都 生活文化スポーツ局＞

・第21回東京都安全・安心まちづくり協議会総会

令和5年7月5日(水)オンライン会議

＜大手町・丸の内・有楽町地区地域ルール策定協議会＞

・大手町・丸の内・有楽町地区 地域ルール運営委員会(第75回)

令和5年9月28日(木)オンライン出席

以上

# — 事務局だより —

## ■ 令和6年新年賀詞交歓会のご案内

- 日 時 令和6年1月12日(金) 12時～13時  
場 所 オークラ東京

## ■ 令和5年度第3回理事会のお知らせ

- 日 時 令和6年1月19日(金) 15時30分～20時  
場 所 日本工業倶楽部会館5階第6会議室  
新年懇親会 同会館4階第4会議室

## ■ 令和6年新春駐車場研修会のご案内

- 日 時 令和6年2月2日(金) 13時30分～16時00分  
場 所 オンライン研修  
参加費 無料

## ■ 令和6年春季駐車場研修会のご案内

- 日 時 令和5年3月1日(金) 午後  
場 所 池袋  
参加費 未定

## ■ 表紙説明

熊本城と中心商店街の中間に位置する桜町・花畑地区。熊本市では、「車」中心から「人」中心へ転換する考えのもと、4車線の市道(幅員27m、延長230m)を平成27年に廃止し、「熊本城と庭つづき『まちの大広間』」をデザインコンセプトとして、花畑広場を整備し、令和3年に供用開始しました。

供用開始後は、多様なイベント等の開催や日常的な憩いの場としての利用など、「昼も夜も歩いて楽しめるまちなか」の実現に向けて、中心市街地の賑わいと回遊の拠点として、多くの方に来訪していただいております。



## ■ 委員会報告

○委員会が下記の通り開催されました。

「広報委員会」

開催日：令和5年6月27日(火)

場 所：日本ビルディング協会連合会会議室＋  
オンライン

議 題：PARKING第242号振り返りについて  
PARKING第243号目次案について  
PARKING第244号以降目次案について  
ホームページの運用状況について  
会員宛てメールの発信状況について  
その他

開催日：令和5年10月6日(金)

場 所：日本ビルディング協会連合会会議室＋  
オンライン

議 題：PARKING第243号振り返りについて  
PARKING第244号目次案について  
PARKING第245号以降目次案について  
ホームページの運用状況について  
会員宛てメールの発信状況について  
その他

「企画委員会」

開催日：令和5年8月25日(金)

場 所：日本ビルディング協会連合会会議室＋  
オンライン

議 題：令和5年第62回通常総会後の講演会、  
見学会の実施報告  
令和5年秋季駐車場研修会について  
令和6年新春駐車場研修会について  
令和6年春季駐車場研修会について  
事務局長会議後の見学会について  
その他

「調査研究委員会」

開催日：令和5年8月1日(火)

場 所：日本ビルディング協会連合会会議室＋  
オンライン

議 題：外部委託調査実施について  
その他

開催日：令和5年8月29日(火)

場 所：日本ビルディング協会連合会会議室＋  
オンライン

議 題：令和5年度会員駐車場調査について  
その他

## ■ 諸会議等報告

○その他の会議等が下記の通り開催されました。

<国土交通省都市局>

- ・第1回まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会  
令和5年7月24日(月)中央合同庁舎3号館

<国土交通省住宅局>

- ・建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG(第2回)  
令和5年8月31日(木)オンライン会議
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議  
令和5年9月28日(木)オンライン会議

<一般財団法人道路新産業開発機構>

- ・ISO/TC204/WG19国内分科会(第27回)  
令和5年9月20日(水)オンライン出席

以上

---

## ■ 中国視察団の来訪

---

8月21日(月)、中国上海市の北外灘地区で大規模な再開発事業を行っている上海北外灘有限公司の程董事長以下6名の方とPMO中国の方々の表敬訪問がありました。全日本駐車協会からは小清水副会長、大嶋理事、中村常務理事が応対し、終始和やかな雰囲気の中、各団体の紹介と意見交換を行いました。

---

## ■ 事務局移転のお知らせ

---

令和5年10月30日(月)より、下記の通り事務局を移転しております。

(会員の皆様には挨拶状をお送りしております)

〒100-0011

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル地下1階

電話：03-3528-8305 FAX：03-3528-8306

(電話番号とFAX番号は予定です。)

---

## ■ お詫び「暑中お見舞い(名刺広告)」の表記間違い

---

PARKING243号「暑中お見舞い(名刺広告)」に掲載した広告の中で、「稲森パーキング 静岡委託商事有限会社 取締役 稲葉一匡」を誤って稲森一匡と記載しました。この場を借りてお詫び申し上げます。

**<表紙題材募集のご案内>**

事務局では、機関誌「PARKING」に掲載する表紙題材の提供を募集しています。以下の様な駐車場に係る情報がございましたら、是非ご連絡をお願いします。

- ・新規開場した駐車場や既存駐車場リニューアル事例等
- ・駐車場に関連する新築ビル、商業施設等

**《連絡先》**

一般社団法人全日本駐車協会 ☎ 03-3528-8305 e-mail: info@japan-pa.com

**<全日本駐車協会 会員メールアドレス提供のお願い>**

当協会から会員の皆様宛の情報発信手段は、年4回の機関誌PARKING・ホームページ及び郵送に加えて、タイムリーかつ確実に届ける連絡手段としてメールを活用しています。

メールアドレス未登録の会員の方は、ご担当者及びメール配信希望者のメールアドレス等をご提供いただきたくお願い申し上げます。記入票等につきましては下記担当者までお問合せ下さい。

一般社団法人全日本駐車協会事務局

e-mail: member@japan-pa.com 電話: 03-3528-8305 FAX: 03-3528-8306

担当: 松本、船津

**PARKING**

2023年 第244号

**<非売品>**

2023年10月25日印刷 2023年10月31日発行

編集兼発行人 一般社団法人全日本駐車協会

東京都千代田区内幸町2-2-3

日比谷国際ビル地下1階

TEL 03(3528)8305

FAX 03(3528)8306

印刷・製本 (株)エスティ・トーニチ

## 都内で駐車場を運営されている方へ 駐車場案内標識のご案内

一般社団法人東京駐車協会では、駐車場への案内をスムーズにし、「うろつき運転」を減らすことを目的として、都内で駐車場案内標識設置のお手伝いをしております。

### 公道への設置

- ・道路占用許可をはじめとする各種許可を得て、公道上(主に歩道)に駐車場案内標識を設置することができます。

### 申請は協会が

- ・必要な申請手続は東京駐車協会名で協会スタッフが行います。

### 設置工事は協会が

- ・規格に則り、施工会社、行政機関との調整を含めて当協会が設置工事を取り進めます。

### 会員料金

- ・東京駐車協会の会員であれば、諸費用や保証金に会員料金の適用があります。

### 助成金

- ・公益財団法人東京都道路整備保全公社による助成金制度を利用し、助成金の交付を受けることができます。  
(交付には条件がありますので、当協会までお問い合わせください。)



反射式駐車場名入り



反射式駐車場名なし



内照式

駐車場案内標識は、東京駐車協会の会員以外の方でも設置することができ、現在約400本の標識が都内に設置されています。

是非お気軽に当協会までお問い合わせください。

### 〔駐車場案内標識に関するお問い合わせ先〕

一般社団法人東京駐車協会

担当者：富永 tominaga@japan-pa.com 坂口 sakaguchi@japan-pa.com

TEL：03-3528-8305

伸びゆく丸の内と、  
いつもいっしょに。  
丸の内パークイン

「丸の内パークイン」として  
23カ所・約5,360台の  
広域駐車場を運営

since  
1960

1960年 日本初の地下駐車場開業



**PARK-IN**  
丸の内パークイン

[www.park-in.net](http://www.park-in.net) Tel.03-3212-0808

飲酒運転は法律で  
禁じられています。

Drunken Driving Prohibited by Law.



# AMANO

# 「駐車券」も「ゲート」も いりません！

スマホ決済も  
可能！



## !New!

## 車番チケットレスシステム

駐車券の抜き取りや一時停止が不要、スムーズな入出場を実現。  
駐車料金の精算はICクレジットカード（またはスマートフォン）による電子決済を採用。  
駐車場の“チケットレス&キャッシュレス”が始動します。

車番チケットレス 検索



駐車場システム



駐車場クラウドサービス



駐輪場システム

駐車場・駐輪場のことならアmanoにおまかせ！

調査・分析 | 開発設計 | システム構築 | 設置・工事 | 保守メンテナンス | 管理受託 | 経営受託

 **アmano株式会社**

神奈川県横浜市港北区大戸町275番地  
(045) 439-1516  
<https://www.amano.co.jp/Parking/>